別紙

特定信書便事業の３種類の役務

下記のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみを提供する事業をいいます。

１　大型信書便役務【１号役務】

長さ、幅及び厚さの合計が７３cm を超え、又は重量が４kg を超える信書便物を送達

２　３時間役務【２号役務】

信書便物が差し出された時から３時間以内に当該信書便物を送達

３　高付加価値役務【３号役務】

その料金の額が８００円を超える信書便物を送達

信書については、総務省ホームページ「信書のガイドライン」をご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html